

J R 四国労組ニュース

2025年3月14日 (No.22/1) 発行責任者/大谷 清 編集責任者/和田 庄平

2025 春季生活闘争妥結

◆『定期昇給実施』とともに3年連続のベースアップを実現！

6,000 円！！

◆ エキスパート組合員の基本賃金改善！

保障給『6,000 円』引き上げ！

◆ 準組合員の基本賃金改善！

・パートナー社員：一律『4,800 円』 ・サポーター社員：一律『30 円』

◆ (日勤職) 輸送障害の際
柔軟な働き方の変更が可能に！

・箇所長が認めた場合、当日でも始業時刻の変更が可能に

◆ 扶養手当見直し！

・子を 10,000 円に、配偶者を 5,000 円に

※適用は 2026 年 7 月から

◆ 技能手当拡充！

・既存の手当を改善。最大 20,000 円に！

・新たに 20 種類の資格を対象に追加！

◆ アテンダント手当改善！

例) 1～3 時間の乗務：500 円→550 円に！

◆ 動力者乗務員手当拡充！

・本線ワンマン乗務を行う者を 470 円に！

◆ 交代制等勤務手当改善！

・1,150 円 (深夜時間帯を含む)、540 円 (その他) に改善！

◆ 緊急呼出手当倍増！

・4,000 円 (深夜帯) ・2,000 円 (その他) に倍増！

◆ 育介法改正にかかる
勤務制度の改正

・看護休暇の名称変更及び取得事由の拡充

・養育両立支援休暇の新設

※詳細は J R 四国労組ニュース No.19 参照

◆ エキスパート組合員の

一時金に乗じる係数 0.4 から **0.8** に改善！

●その他エリア採用導入に向けた検討を深度化する旨、口頭で確認

J R 四国労組ニュース

2025年3月14日（No.22/2）発行責任者／大谷 清 編集責任者／和田 庄平

J R四国労組は本日、3回目となる「2025春季生活闘争」についての団体交渉を行った。

今春闘では、「賃金も物価も上がらない」という社会的規範を変え、「賃上げがあたりまえの社会」を目指す中、喫緊の課題である離職に歯止めをかけ、人財の確保・定着を図るべく、各職場で日夜奮闘する組合員の働きに相応しい水準への賃金引き上げを強く求めてきた。

会社を取り巻く経営環境は社会変容や物価高騰等により、依然厳しい状況にあるものの、収入水準は回復傾向にあり、「中期経営計画2025」やその先にある2031年度の経営自立を見据え、今後も「J R四国としての社会的使命を果たし続けていくためには『継続的な人財への投資』が必要不可欠であり、会社として決断を求める」として粘り強く交渉を展開してきた。

その結果、「定期昇給実施」に加え、賃金改善として**ベースアップ「6,000円」**を勝ち取ったほか、資格取得や各職場で苦勞している組合員に対する**複数の手当・制度改善を図るとともに、扶養手当の見直し**や**エキスパート組合員の一時金に乗じる係数**などについて一定の改善を果たした。

【申第12号「2025年4月1日以降の賃金引き上げ」について】

回 答 書

2025年3月14日
J R 四 国

2025年度の新賃金については、長期的な会社業績の見通しと人材の確保・定着の双方を考慮しながら慎重に検討を重ねました。

現在の当社を取り巻く経営環境については、旅客流動の回復が見られる一方で、生活様式の変化や人口減少に伴う利用者の減により、鉄道運輸収入が未だコロナ禍前の水準には回復していないことなどから、今後も不透明な状況が続くことが想定されます。

しかし当社はこうした状況においても、四国を支える基幹的公共輸送機関として、お客様の移動を絶え間なく支え続ける社会的使命があります。この使命を将来にわたって果たしていくためには、安定的な人材の確保・定着に加え、従業員が生き生きと働ける職場づくりに取り組むことが極めて重要です。また2025年度は、中期経営計画2025の最終年度であり、これまで取り組んできた施策の集大成として目標を確実に達成するため、労使がより一層力を合わせて諸課題に取り組んでいかなければなりません。

これまで従業員一人ひとりが各職場において限られた人員の中でありながらも強い責任感と使命感を持ち、日々絶えることなく安全・安定輸送の確保や業務運営の継続に努めた点、貴組合の諸施策に対する協力などを最大限考慮するとともに、今後も労使一丸となって山積する経営課題の解決に全力を傾注していくことを強く期待して、下記のとおりのお返答とします。

J R 四国労組ニュース

2025年3月14日（No.22/3）発行責任者／大谷 清 編集責任者／和田 庄平

記

1 社員の基本給

(1) 賃金改善(ベースアップ)

基本給表に定める金額を一律 6,000 円引き上げる。

(2) 定期昇給

2025年4月1日現在、満55歳未満の社員について、定期昇給を実施し、所定昇給号俸は次表のとおりとする。

	同一等級在級年数		
	0～4年	5～8年	9年～
昇給実施日現在の年齢が49歳以下	4号俸	3号俸	2号俸
昇給実施日現在の年齢が50歳以上54歳以下	3号俸	2号俸	

2 エキスパート社員の基本賃金

保障給を 6,000 円引き上げる。

3 契約社員(パートナー社員)の契約基本賃金

契約基本賃金表に定める金額を一律 4,800 円引き上げる。

4 契約社員(サポーター社員)の契約基本賃金

契約基本賃金について、一律 30 円引き上げる。

5 精算時期

新賃金の精算時期は、2025年6月の賃金支払日とする。

6 実施順序

2025年4月1日の社員の昇給等の実施順序については、次のとおりとする。なお、2025年4月及び5月分の賃金は、(1)実施後の基本給により支払う。

(1) 2025年4月1日付の等級の異動の整理

(2) 2025年4月1日の昇給の整理

(3) 年齢別による保障基本給の整理(4月1日)

(4) 新基本給への移行(4月1日)

以上

【申第13号「労働時間の短縮及び制度改善」について】

【組合員】〔賃金・諸手当関係〕

3 優秀な人材確保を行う上で地域に根ざした人材の確保(エリア採用)や、入社後の希望勤務エリアの有無も選択できる多様な採用・勤務形態を構築し、組合員が入社から定年退職まで安心して働き続けられる制度とされたい。

⇒ 長く安心して働ける環境づくりや採用数確保の観点から、エリア採用制度の導入に向けた検討を深度化しています。

8 組合員の多様な働き方を実現するため、在宅勤務制度の対象範囲を拡大し利用回数の上

J R 四国労組ニュース

2025年3月14日（No.22/4）発行責任者／大谷 清 編集責任者／和田 庄平

限をさらに緩和するとともに、フレックスタイム制度の導入に向けてスピード感を持った対応をされたい。

⇒ 本人申請に基づく始終業時刻の変更及び在宅勤務の取扱い対象者が、当日発生した輸送障害により所定の始業時間に遅れることが見込まれる場合、予め箇所長が認めた場合に限り、当日でも始終業時刻の変更及び在宅勤務への変更を可能とします。

なお、2025年4月1日から実施します。

19 扶養手当の見直しに当たっては、社会情勢の変化に柔軟に対応するとともに、支払額は増額されたい。

⇒ 扶養手当のうち、配偶者の支払額を「14,000 円」から「5,000 円」に、24 歳未満の子の支払額を「5,500 円」から「10,000 円」に、社員に配偶者がいない場合の 24 歳未満の子1人目の支払額を「11,000 円」から「15,500 円」に改定します。

ただし、24 歳未満の子のうち特定期間にある者について取り扱ってきた 1,500 円の加算額は廃止します。

なお、2026年7月1日から実施します。

21 職務手当・技能手当・業務手当の拡充及び資格別点数表による資格等を有する者の対象職種や対象資格等資格等支払基準等の拡大、並びに支払額を改善するとともに、業務上必要な資格取得にかかる必要な費用及び更新にかかる費用を会社負担とされたい。（各種技術指導や工事監督、指令業務（適用に当たっては指令業務に従事する者全員）、信号扱い業務、見習いを付けて教育をする者、軌陸車等の特殊作業車運転業務、大型車以外の長時間運転業務、企画・管理業務、2級土木施工管理技士や2級建築士、動力車乗務員の DC・EC 複数免許所持者等）

23 機械建築区及び工場に勤務し、機械関係の業務に従事する組合員に支払われる技能手当は、職名にかかわらず支払われたい。

【準組合員（契約社員）】【賃金・諸手当関係】

5 その他、勤務・賃金等は組合員要求に準じて改善を図られたい。

⇒ 技能手当、アテンダント手当及び契約社員の職務手当について、**別紙**のとおり改定します。

22 乗務員手当（深夜額・時間加給（ワンマン含）・キロ加給）及び教導手当を増額されたい。

⇒ 乗務員手当のうち、動力車乗務員の本線ワンマン乗務時の支払額を「450 円／1時間」から「470 円／1時間」に改定します。

なお、2025年4月1日から実施します。

26 交代制等勤務手当の支払い額を増額するとともに、交代制等勤務手当と夜間特殊業務手当の併給不可を改善されたい。

⇒ 交代制等勤務手当の支払額を、拘束時間が深夜時間帯を含む場合「1,050 円／回」から「1,150 円／回」に、拘束時間が5時を過ぎ7時 30 分まで若しくは 18 時 30 分を過ぎ 22 時までを含む場合、又は拘束時間が 11 時間以上の場合「490 円／回」から「540 円／回」に改定します。

J R 四国労組ニュース

2025年3月14日（No.22/5）発行責任者／大谷 清 編集責任者／和田 庄平

なお、2025年4月1日から実施します。

27 緊急呼出手当の支払い範囲に、「大地震発生時の行動に従い出社した場合」を含めるとともに、緊急呼び出し時の労働時間は呼び出し時間（指示を受けた時間）からとされたい。

⇒ 緊急呼出手当の支払額を、深夜時間帯の場合については「2,000 円」から「4,000 円」に、深夜時間帯以外の時間帯の場合については、「1,000 円」から「2,000 円」に改定します。

なお、2025年4月1日から実施します。

【準組合員（エキスパート社員）】【賃金・諸手当関係】

3 期末一時金の支払額に乗じる係数を撤廃されたい。

⇒ エキスパート社員の期末一時金に乗じる係数を「0.4」から「0.8」に改定します。

なお、2025年4月1日から実施します。

<主な交渉内容>

会 社：安定的な人財の確保・定着及び従業員が生き生きと働ける職場づくりが大きなテーマとなる中、ベースアップについては、貴側の要求趣旨及び物価上昇を含む世間の動向等を踏まえたうえで、長期的な人件費の見通しと会社の経営体力を鑑み、精一杯の回答を行った。

組 合：今春闘では、多くの賃金制度改善が図られたが、増額に至った考え方を明らかにされたい。また、工務職場の工事監督者に対する手当が実現しなかったが、これらの積み残した要求項目等について、業務の責務に見合った手当への改善を引き続き求めていく。

会 社：人財の確保・定着を念頭におき、主管部とも協議しながら、検討を重ねてきた。今回改善した手当については、貴側の要求趣旨を踏まえたうえで、経営体力や系統間のバランスを見ながら、従業員の負担感・ニーズに対して効果的に応えられるよう考えた結果である。手当を拡充する一方で、一つひとつの業務に値段を付けるようなことは困難であり、作業の責任や特殊性等を踏まえたうえで、今回回答できなかった手当の見直しも含め、貴側の要求を踏まえ社内でも引き続き議論していく。

組 合：技能手当について、今回の拡充による対象規模は。

会 社：人事調書の記載に拠るが、各資格で数名程度から数十名程度該当することは把握している。主管部と連携しつつ精査したが、対象資格については、今後も必要に応じ検討する。

組 合：扶養手当について、改正の趣旨は理解するが、移行期間等設けないのか。

会 社：扶養手当については、1年分の収入をもとに翌年7月に手当の受給資格の更新を行う。今般の見直しは、従業員の生活に与える影響は少なくないこ

J R 四国労組ニュース

2025年3月14日（No.22/6）発行責任者／大谷 清 編集責任者／和田 庄平

とから、前広に生活設計の検討を行う期間が必要と考え、実施時期については、2026年の7月とした。なお、今回の改正により、会社としては持ち出しが発生するが、社会情勢などを踏まえて、子育てにシフトさせることとした。

組合：輸送障害の発生により、所定の始業時間に間に合わない場合、「予め」箇所長が認めた場合に始終業時刻の変更が認められるとあるが、いつまでに連絡をすればよいか。また、現業機関など、在宅勤務が認められない箇所の取り扱いはどうなるか。

会社：「予め」については、始業時間までに箇所長に許可を得る、との意味である。また、始終業時間の変更が認められ、在宅勤務が認められていない現業機関等については、始終業時間の変更のみ認める。

組合：エリア採用について、検討を深度化するとあったが、スケジュール感や対象者等どのように考えているか。

会社：今後貴側と具体的な内容について協議したいが、賃金をはじめ労働条件を含む検討が必要になると考えている。人事運用などメリット・デメリット双方があると認識するが、2026年4月採用から対応したいと考えている。

組合：既に在籍する組合員に対してどのように取り扱うのか、という議論も必要。新入社員の採用に向けて、エリア採用が本当に有効なのかについても十分に分析すべき。

組合：エキスパート組合員の一時金にかかる係数が改善されたが、撤廃すべきではないか。

会社：高年齢雇用継続給付が段階的に廃止されるが、会社が補填するものではないと認識している。とはいえ、従業員の生活設計や経済面での負担に加え、経営体力などを総合的に判断し、今回の結論となった。

組合：現行の賃金体系が、公的給付制度を踏まえた上で設計されている以上、公的制度が見直されれば賃金体系の見直しも必要なものとする。55歳以降の賃金体系について、2027年4月までの実施というスケジュール感や新中期経営計画等の作成時期が迫っている点を踏まえると、前広に議論する必要がある。さらに言えば、若手や中堅層の課題解決のためにも、人事賃金制度全体として見直すことに対しても会社としてのビジョンを早く示すべきではないか。

会社：2031年度の経営自立に向け、新中期経営計画等も今後作成することとなるが、その内容を踏まえつつ、賃金体系についても引き続き議論する。

交渉終了後、業務対策委員会を開催し、

◆ 今年度は黒字決算が見込まれるものの、生活様式の変化や人口減少に伴う利用

J R 四国労組ニュース

2025年3月14日（No.22／7終）発行責任者／大谷 清 編集責任者／和田 庄平

者減少により、収入水準がコロナ禍以前まで戻りきらず、物価高騰等の影響も含め、経営環境は不透明な状況が続くなか、3年連続のベースアップを果たすことができた。

- ◆ 準組合員（エキスパート社員・契約社員）においても賃金引き上げが図られたほか、長年の課題でもあった、エキスパート組合員一時金の係数について、撤廃には至らなかったものの、倍増となる改善が図られた。
- ◆ また、この間の大会等での組合員の発言を受け、日々の労苦に報いるべく各種手当の改善が図られたとともに、組合員が望む働き方の拡充、長く安心して働くことのできる賃金体系等の実現に向け、その必要性を認識させた。

などを議論し、今回の回答については現時点での会社の精一杯の回答であると判断した。引き続き人財の確保・定着に向けて、今後の期末手当交渉や、総合労働協約改訂等交渉における確かな前進に「連続性」を持って波及させるべく、『ユニオンビジョン2023』を中心に全組合員一丸となってJR四国労組運動を展開していくことを確認した上で、「勤務制度の一部改正について（JR四国労組ニュース No. 19 参照）」とあわせて本日15時に妥結した。

以 上

賃金制度の一部改正について

2025年3月 JR四国

別紙

標題について、賃金制度の一部を以下のとおり改正する。

1 技能手当の見直し

(1) 既存資格の支払額及び資格名称等の見直し

現行、支払対象となっている以下の資格について支払額及び資格名称等を見直す。

No.	資格名称	改正前支払額 (円)	改正後支払額 (円)	増加額 (円)	
1	衛生管理者	2,300	5,000	2,700	
2	危険物保安監督者	2,300	5,000	2,700	
3	情報処理技術者 (高度)	5,100	15,000	9,900	
4	不動産鑑定士	8,500	20,000	11,500	
5	測量士	2,900	10,000	7,100	
6	一級土木施工管理技士	4,500	10,000	5,500	
7	一級造園施工管理技士	4,500	10,000	5,500	
8	一級建築士	5,700	20,000	14,300	
9	機械建築区、工場 及び運転区所社員	10点以上	2,900	5,000	2,100
		7点以上10点未満	2,300	3,000	700
10	第一種電気主任技術者	4,100	15,000	10,900	

賃金制度の一部改正について

2025年3月 JR四国

1 技能手当の見直し

(1) 既存資格の支払額及び資格名称等の見直し

No.	資格名称	改正前支払額（円）	改正後支払額（円）	増加額（円）
11	第一級陸上無線技術士	4,100	10,000	5,900
12	公害防止管理者	2,300	5,000	2,700
13	旅行業務取扱管理者	総合旅行業務	8,000	2,300
		一般旅行業務	5,000	2,700
14	技術士	8,500	20,000	11,500
15	一級管工事施工管理技士	4,500	10,000	5,500
16	一級建築施工管理技士	4,500	10,000	5,500
17	一級電気工事施工管理技士	4,500	10,000	5,500
18	土地家屋調査士	6,800	10,000	3,200
19	宅地建物取引士	4,500	10,000	5,500
20	甲種消防設備士	2,300	5,000	2,700

※なお、従前支払対象としていた「計量管理員」、「第一種作業環境測定士」、「損害保険」、「インストラクター」及び「特殊溶接技術者」については廃止する。

賃金制度の一部改正について

2025年3月 JR四国

1 技能手当の見直し

(2) 支払対象資格の追加

新たに技能手当の支払対象資格として、以下を追加する。

No.	資格名称	支払額 (円)	No.	資格名称	支払額 (円)
1	情報処理安全確保支援士	15,000	11	鉄道設計技士	15,000
2	情報処理技術者 (応用情報技術者)	10,000	12	鉄道技術検定 (レールエキスパート)	5,000
3	情報処理技術者 (基本情報技術者)	5,000	13	コンクリート診断士	5,000
4	二級土木施工管理技士	5,000	14	土木鋼構造診断士	5,000
5	二級建築士	10,000	15	建築物環境衛生管理技術者	20,000
6	第二種電気主任技術者	10,000	16	建築設備士	10,000
7	第三種電気主任技術者	5,000	17	第一種電気工事士	3,000
8	二級管工事施工管理技士	5,000	18	第二種電気工事士	2,000
9	二級建築施工管理技士	5,000	19	電気通信工事施工管理技士 (1級)	10,000
10	第二級電気工事施工管理技士	5,000	20	電気通信工事施工管理技士 (1級補・2級)	5,000

賃金制度の一部改正について

2025年3月 JR四国

1 技能手当の見直し

(3) 併給の取扱いについて

併給不可とする資格の区分を以下のとおり改める。(赤文字が変更部分)

現 行	改 正
測量士、一級土木施工管理技士、一級造園施工管理技士、一級建築士、技術士、一級管工事施工管理技士、一級建築施工管理技士	測量士、一級土木施工管理技士、一級造園施工管理技士、一級建築士、 機械建築区、工場及び運転区所社員、技術士、 一級管工事施工管理技士、一級建築施工管理技士、 二級土木施工管理技士、二級建築士、 二級管工事施工管理技士、二級建築施工管理技士、 鉄道設計技士、建築物環境衛生管理技術者、 建築設備士、第一種電気工事士、 第二種電気工事士
第一種電気主任技術者、無線技術士、技術士、第一級電気工事施工管理技士	第一種電気主任技術者、無線技術士、技術士、第一級電気工事施工管理技士、 第二種電気主任技術者、第三種電気主任技術者、 第二種電気工事施工管理技士、 鉄道設計技士、 第一種電気工事士、 第二種電気工事士、 電気通信工事施工管理技士(1級)、 電気通信工事施工管理技士(1級補・2級)
土地家屋調査士、宅地建物取引士	現行どおり
-	情報処理技術者(高度)、情報処理安全確保支援士、 情報処理技術者(応用情報技術者)、 情報処理技術者(基本情報技術者)
-	鉄道技術検定(レールエキスパート)、 コンクリート診断士、 土木鋼構造診断士

賃金制度の一部改正について

2025年3月 JR四国

1 技能手当の見直し

(4) 番号10「機械建築区及び工場社員」に対する取扱いの見直し

- ア 支払対象を「機械建築区及び工場に勤務し、機械関係の業務に従事」から「機械建築区、工場及び運転区所に勤務し、機械又は検修業務に従事」に改める。
- イ 支払基準の「施設（車両）技術主任、施設（車両）技術係、施設係」の要件を削除する。
- ウ 資格別点数表に以下の資格を追加する。

種別	資格	点数
鉄道車両製造・整備技能士	技能士（1級）	3
	技能士（2級）	2
非破壊試験技術者	レベル3	5
	レベル2	4
	レベル1	3
作業主任者	圧力容器、 特定化学物質、 鉛作業、 有機溶剤など	1
防災士		1
陸上特殊無線技士		1
溶接管理技術者	1級	3
	2級	2

2 契約社員の職務手当（旅行業取扱管理者）の見直し

- 支払要件の「総合旅行業務取扱管理者又は国内旅行業務取扱管理者に選任された者」を「総合旅行業務取扱管理者又は国内旅行業務取扱管理者の資格を有し、旅行業の業務に従事する者」に改めるとともに、支払額も社員及びエキスパート社員の技能手当と同額とする。
(ただし、サポーター社員については総合旅行業務取扱管理者：1時間につき50円、国内旅行業務取扱管理者：1時間につき35円とする。)

賃金制度の一部改正について

2025年3月 JR四国

3 観光列車アテンダントに対する手当の見直し

アテンダントが観光列車に乗車して、専ら列車内での観光案内、車内改札、食事の提供及び車内販売等の接客業務（接客業務のための訓練を含む。）に従事した場合に支払う手当を以下のとおり見直す。

1列車当たりの時間		1時間以内	1時間を超え、 3時間以内	3時間を超える
深夜時間帯を含む	改正前	375円	625円	1,000円
	改正後	415円	690円	1,100円
深夜時間帯を含まない	改正前	300円	500円	800円
	改正後	330円	550円	880円

4 実施時期

2025年4月1日

【参考資料】

2025年度の新賃金・制度改革等について

1 2025年度新賃金（社員の基本給）

全社員平均で10,666円の賃金引き上げを実施します。（賃上げ率：4.2%）

【内訳】

(1) 賃金改善（ベースアップ）：賃上げ率及び額 6,000円、2.4%

(2) 定期昇給：賃上げ率及び額 4,666円、1.8%

※エキスパート社員及び契約社員についてもそれぞれ基本賃金を引き上げます。

2 制度改革等について

(1) 技能手当の見直し（4月1日実施）

支払対象となる資格を新たに追加し、既存の対象資格の多くでも支払額を引き上げます。

(例) 一級建築士 現行：月額5,700円 ⇒ 改正：月額20,000円（+14,300円）

二級建築士 現行：対象外 ⇒ 改正：月額10,000円（+10,000円）

(2) 緊急呼出手当の支払額見直し（4月1日実施）

1回あたりの支払額を2倍に引き上げます。

【深夜時間帯】現行：2,000円/回 ⇒ 改正：4,000円/回（+2,000円）

【その他時間帯】現行：1,000円/回 ⇒ 改正：2,000円/回（+1,000円）

(3) 交代制等勤務手当の支払額見直し（4月1日実施）

1回あたりの支払額を100円または50円引き上げます。

【拘束時間が深夜時間帯を含む場合】現行：1,050円/回 ⇒ 改正：1,150円/回（+100円）

【拘束時間が5時を過ぎ7時30分まで若しくは18時30分を過ぎ22時までを含む場合、

又は拘束時間が11時間以上の場合】現行：490円/回 ⇒ 改正：540円/回（+50円）

(4) 乗務員手当（本線ワンマン乗務）の支払額見直し（4月1日実施）

1時間あたりの支払額を20円引き上げます。

現行：450円/時間 ⇒ 改正：470円/時間（+20円）

【参考資料】

2025年度の新賃金・制度改革等について

2 制度改革等について

(5) アテンダント手当の支払額見直し（4月1日実施）

1列車あたりの支払額を引き上げます。

（例）【1時間を超え3時間以内】現行：500円／列車 ⇒ 改正：550円／回（+50円）

【3時間以上】現行：800円／列車 ⇒ 改正：880円／回（+80円）

(6) エキスパート社員の期末一時金に関する取扱いの見直し（4月1日実施）

期末一時金に乗じる係数を0.4から0.8に見直します。

(7) 本人申請に基づく始終業時刻変更及び在宅勤務の取扱い条件の一部緩和（4月1日実施）

当日発生した輸送障害により所定の始業時間に遅れることが見込まれる場合、予め箇所長が認めた場合に限り、当日でも始終業時刻の変更及び在宅勤務への変更を可能とします。

※対象者は現行と変更ありません。（本人申請に基づく始終業時刻変更及び在宅勤務の対象となる者）

(8) 扶養手当の見直し（2026年7月1日実施）

配偶者及び子に対する支払額を見直します。

【配偶者】現行：月額14,000円 ⇒ 改正：月額5,000円（△9,000円）

【24歳未満の子】現行：月額5,500円 ⇒ 改正：月額10,000円（+4,500円）

※社員に配偶者がいない場合の1人目のみ 現行：月額11,000円 ⇒ 改正：月額15,500円（+4,500円）

なお、現行満15歳に達する日の直後の4月1日から、満24歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間（特定期間）に支給している1,500円の加算は廃止します。

(9) 看護等休暇の見直し、養育両立支援休暇の新設（4月1日実施）

※詳細については「勤務制度の一部改正について」（2月21日付）資料参照